

## 平成30年度第2回北区総合教育会議次第

平成31年3月28日（木）10時30分  
北区議会第2委員会室（北区役所第一庁舎4階）

### 1 開会 区長挨拶

### 2 会議事項

#### (1) 議題 「北区教育大綱」の改定について

##### 資料1 大綱改定にあたって

資料1別紙① 「北区教育大綱」(平成27年7月策定)

資料1別紙② 「北区教育ビジョン2020」策定に関する保護者アンケート調査の結果について

資料1別紙③ 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について

##### 資料2 他区の大綱策定状況について

資料2別紙① (参考)千代田区共育大綱

資料2別紙② (参考)練馬区教育・子育て大綱

資料2別紙③ (参考)足立区教育大綱

##### 資料3 大綱の位置付け(案)

##### 資料4 大綱の考え方(案)

#### (2) 報告事項

「北区教育大綱」改定スケジュールについて

#### (3) その他

### 3. 閉会

# 北区総合教育会議構成員名簿

平成31年3月28日現在

北区長 花川 與惣太

北区教育委員会教育長 清正 浩 靖

北区教育委員会委員 加藤 和 宣

北区教育委員会委員 檜垣 昌 子

北区教育委員会委員 渡辺 敦 子

北区教育委員会委員 本間 正 江

北区教育委員会委員 名島 啓 太

## 大綱改定にあたって

## 1. 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年 4 月施行）

- 1) 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとすることとしたこと。（法第 1 条の 3 第 1 項）
- 2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすることとしたこと。（法第 1 条の 3 第 2 項）
- 3) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。（法第 1 条の 3 第 3 項）

## 2. 大綱の定義

- 1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針（主に第 1 部及び第 2 部のうち成果目標の部分）を参酌して定めることとされている。
- 3) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定。

## 3. 大綱の記載事項

- 1) 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- 2) 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- 3) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

## 4. 北区における大綱策定について

- 現在の「北区教育大綱」は平成 27 年 7 月に施行。内容は先に策定された「北区教育ビジョン 2015」を踏まえた内容となっている。
- 北区では平成 28 年度から教育委員会は教育振興部と子ども未来部の 2 部制となり、乳幼児期から青年期まで成長の過程に応じた施策の総合的かつ切れ目のない実施を図っている。
- 上記のことから、大綱には教育委員会“全体”としての目標・施策の根幹となる方針を定めるべきとし、新たに「北区教育・子ども大綱」として策定する。（平成 29 年度総合教育会議で確認・発議済）

# 北区教育大綱

平成27年（2015年）7月

東京都北区



## はじめに

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年度から新たな教育委員会制度がスタートしました。この新しい教育委員会制度の主旨を踏まえ、これまでも増して、教育委員会と区長部局が連携・協力を深め、教育行政を推進していかなければなりません。

この改正法では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

このたび、法改正に伴い、今年の5月に設置した「北区総合教育会議」において、区長と教育委員会が協議・調整を行い、北区の教育目標の達成を目指し、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、「北区教育大綱」を策定しました。

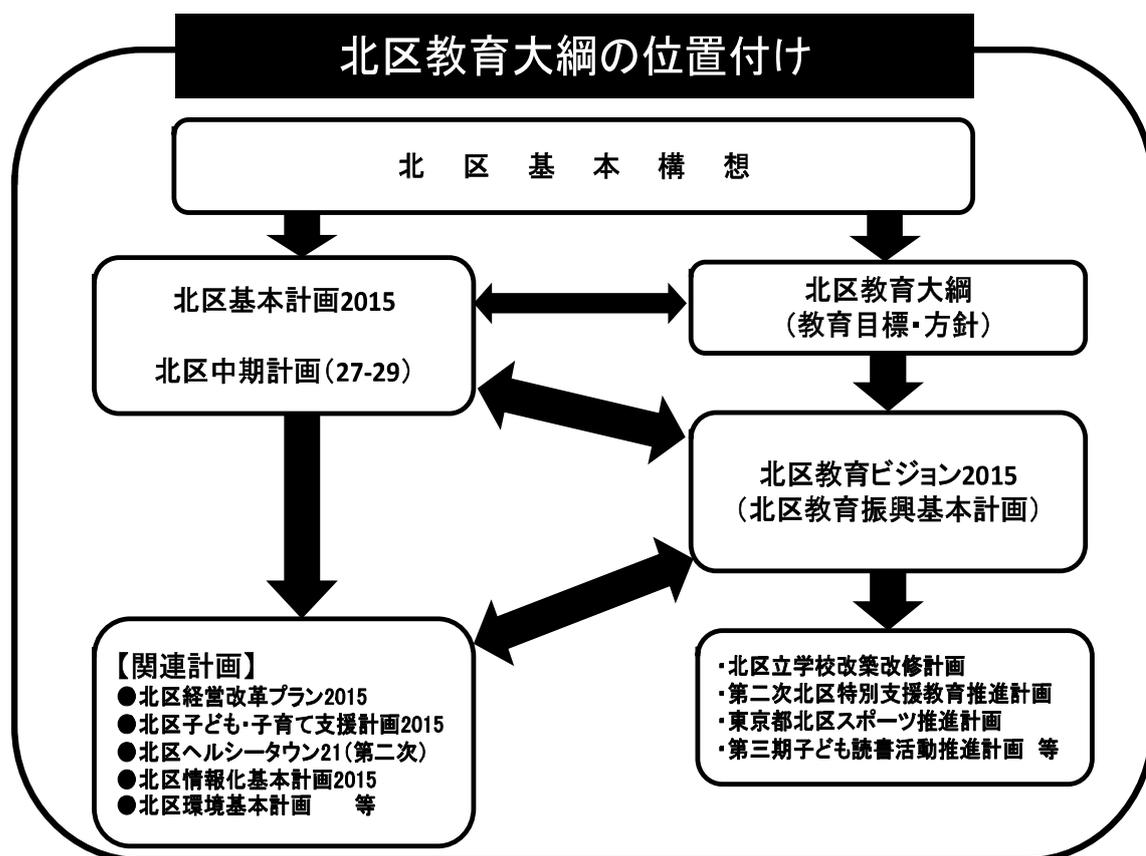
この大綱では、教育ビジョン2015において、教育施策全体を貫く3つの視点として掲げている「個の成長（まなび）」、「協働と貢献（ささえ）」、「継承と循環（つなぐ）」と、その視点をもとに展開する施策を「学校教育の充実」、「教育環境の向上」、「家庭・地域の教育力向上の支援」、「生涯学習の振興」、「スポーツの推進」の5つの柱により体系化し、総合的な展開を図るものとしています。

これからの時代は、私たちがかつて経験したことのない変化の激しい時代となることが予想されます。激変の時代を区民一人ひとりが豊かに生きることを目指して「まなび・ささえ・つなぐ」ことにより、「教育先進都市・北区」にふさわしい教育を推進し、区民の信頼と期待にこたえられるよう全力で取り組んでまいります。

平成27年7月  
東京都北区長 花川 與惣太

## 1 「北区教育大綱」の位置付け

- 国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを参酌するとともに、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性を図りながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」の更なる充実・発展を目指すものです。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間の北区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。



## 2 北区が目指すべき教育の方向

### (1) 教育目標

北区教育委員会が、平成22年(2010年)1月に定めた、次に掲げる教育目標を達成するために様々な施策を総合的に推進していきます。

#### 北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

### (2) これからの北区の教育

上記の教育目標を達成するためには、教育を取り巻く環境が激しく変化する中、これに伴う諸課題の一つひとつに適切に取り組んでいかなければなりません。それには、行政の力だけでなく、今まで以上に家庭や地域、関係機関や関係団体など、まさに地域社会が一体となって取組を展開していくことが重要です。また、限りある財源や人材等を有効かつ効果的に活用することも重要です。

「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」であり、「知識基盤社会の中で生きる力を身に付けるため、基礎となる力の育成を保証していくことは、公教育の大きな使命」であるとの認識から、「生涯学習社会の構築を目指しつつも、その基となる学校教育に重点を置く」とし、「家庭の教育力の向上」に重点を置くこととします。

教育基本法第10条において「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有する」とされており、教育の原点は親子のきずなとも言われています。

しかし、家庭教育に関する認識が、特に就学前の子どもをもつ保護者において希薄化していることは憂慮すべきことです。全国学力・学習状況調査の結果からも、基本的な生活習慣と学力等との相関関係が認められます。

「家庭の教育力の向上」は「古くて新しい」重要な課題であり、各自治体においても有効な手だてを模索している状況ですが、あえてこの困難な課題に正

面から取り組むこととします。

「北区学校ファミリー構想をもとに、地域や学校の特性を生かした取り組みを推進していく」こととし、各施策の拡充を図り、学校ファミリーを基盤として、学校、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体等が、公私立や官民の垣根を越えて連携・協力し、育ちや学びを核とした地域づくり、絆づくりを目指していくこととします。

そして、「つながり」を重要視した教育、すなわち「0歳から発達段階に応じた学び・育ち」を切れ目なく実現するために、「きらきら0年生応援プロジェクト」をはじめとした就学前教育と小中一貫教育の充実、将来を見据えたキャリア教育の推進などを図っていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定は、日本にとって大変明るいニュースとなり、多くの国民を元気付けました。

北区には、日本のトップアスリートが日々自己研鑽に励むナショナルトレーニングセンター（NTC）があります。また、東京都障害者総合スポーツセンターもあります。オリンピック、パラリンピックの存在を身近に感じながらスポーツにいそしむことのできる「トップアスリートのまち・北区」を内外に発信するとともに、スポーツ環境の充実に努め、スポーツの振興を図ることが、今こそ求められています。

また、オリンピックは、スポーツの祭典であるばかりでなく、主催する都市の文化や芸術を世界に発信する場でもあります。

オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるためのボランティアの育成、各種講座や関連イベントの充実など、生涯学習の振興を図ることも重要です。

このような認識から、「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした生涯学習・スポーツの振興」を目指し、施策の充実を図ります。

### **3 施策展開の3つの視点と5つの柱**

#### (1) 3つの視点

経済・産業分野におけるグローバル化の進展や情報通信技術の目覚ましい進歩などに伴い、まさに地球規模で、変化の激しい先行き不透明な社会状況が出現しています。

このような時代にあって、少子高齢化をはじめとする日本及び地域の様々な課題に対処しつつ、たくましく生き抜いていく力をもった人間を育てることが、これからの教育に期待されています。

そのためには、何よりもまず、子どもたち一人ひとりが、確かな学力、豊かな人間性、生きるための健康や体力とともに、自ら学び、考え、行動する力を身に付けることが求められます。

そして、足もとの地域から地球規模にいたるまでの様々な課題に対処し、多様な価値観が共存するこれからの社会の中で、他者と手を携え、地域を支え社会に貢献できる人材となることが求められます。

そしてまた、自立して社会の一員としての役割を果たしつつ、その成果を次代につなぎ、次世代を育成していくことが求められています。

「教えられた者が教える側へ」。この考え方は、教員や地域活動の担い手として直接的に次世代の育成に携わることだけではありません。大人が子どもたちに範を示すことはもとより、北区で育った子どもが将来ノーベル賞を受賞したり、オリンピック・パラリンピックで金メダルを獲得するなど、国際的に認められる実績を残すことも、次世代にとって大きな希望や励みとなります。この意味で、地域を支え社会に貢献することは、直接的、間接的に次世代を育成する力となります。

大切なことは、先人に学び、学びから得た成果を次代へつなげ、次世代を育てつつ、自らも生涯学び続けるといった、世代を超えてつなげる学びを創造する意識を醸成し、そのための環境を整えることです。

このような認識から、「北区の教育を取り巻く環境」と「北区が目指すべき方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の教育目標の実現を目指していくうえで、教育施策全体を貫く視点として、以下の3つの視点を掲げます。

**視点1** 個の成長 《自ら学び・考え・行動する力の育成》

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。⇒『まなび』

**視点2** 協働と貢献 <地域を支え社会に貢献する人づくり>

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。⇒『ささえ』

**視点3** 継承と循環 <世代を超えてつなげる学びの創造>

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり(教育循環型社会)を創造します。⇒『つなぐ』

「個の成長」、「協働と貢献」、「継承と循環」をそれぞれ「学ぶこと」、「支えること」、「つなぐこと」と捉え、3つの視点に込められた基本的な考え方を「まなび・ささえ・つなぐ」と象徴的に表現します。

また、この3つの視点は、国の「教育振興基本計画」が掲げる3つの理念「自立」「協働」「創造」と、「東京都教育ビジョン(第3次)」が掲げる基本理念「社会全体で子供の知、徳、体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う」の趣旨を包含するものです。

グローバル化の激流の中で、いわゆる「人、モノ、カネ、情報」が激しく行き交い、まさに混沌とした社会状況が出現しています。しかし、それはまた、多様な文化や価値観が出会い、刺激し合いながら新たな価値を生み出していく場でもあります。

激変の時代を一人ひとりが豊かに生きるために「まなび・ささえ・つなぐ」、これが3つの視点に託した主題です。

## (2) 5つの柱

教育目標の実現に向けて、今後、取り組むべき施策を、以下に掲げる5つの柱により体系化し総合的な展開を図ります。

### I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通じた小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

## Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーを拡充するとともに、スクールカウンセラーの活用の充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

## Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

#### Ⅳ 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

#### Ⅴ スポーツの推進

誰もが、生涯を通じて健康・体力づくりを進めることのできるよう、個人のニーズに見合ったスポーツ活動が、いつでも、どこでも、気軽に行うことができる環境づくりを進める必要があります。スポーツ事業の充実を図るとともに体育施設の確保や整備を進めていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を大きな契機と捉えナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターなどの関係機関等と連携を図り、「トップアスリートのまち・北区」にふさわしいスポーツ活動を展開していきます。

また、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるボランティアの育成や、障害者がスポーツに参加しやすい環境を整備するために、区内スポーツ施設等のバリアフリー化を推進していきます。

# 教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

## 「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点

### まなび

#### 視点1

「個の成長」

自ら学び・考え・  
行動する  
力の育成

### ささえ

#### 視点2

「協働と貢献」

地域を支え  
社会に貢献する  
人づくり

### つなぐ

#### 視点3

「継承と循環」

世代を超えて  
つながる  
学びの創造

## 施策展開の5つの柱

I 学校教育の充実

II 教育環境の向上

III 家庭・地域の教育力向上の支援

IV 生涯学習の振興

V スポーツの推進

総合教育会議資料  
平成31年3月28日  
教育振興部教育政策課

「北区教育ビジョン2020」策定に関する保護者アンケート調査の結果について

1 要旨

「北区教育ビジョン2020」策定に向けて実施した「北区教育ビジョン2020」策定に関する保護者アンケート調査の結果について報告する。

2 調査の概要

(1) 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出した0歳から中学3年生までの子どもを持つ保護者2,000人

(2) 調査期間

平成30年10月1日から同月23日まで

3 調査の結果

(1) 回収状況

ア 有効回収数 1,055件（前回調査：1,156件）

イ 有効回収率 52.9%（前回調査：58.3%）

(2) 回答結果

「「北区教育ビジョン2020」策定に関する保護者アンケート調査報告書」のとおり

総合教育会議資料  
平成31年3月28日  
子ども未来部  
子育て施策担当課

## 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について

### 1 要 旨

「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けて、平成30年10月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について報告する。

### 2 調査の内容と回収率

調査対象	調査期間	調査実施数	有効回収数	有効回収率	前回回収率
1 就学前の子どもの保護者	平成30年 10月9日 ～31日	3,000	1,773	59.1%	60.7%
2 小学校1年生から6年生までの子どもの保護者		1,000	552	55.2%	62.3%
3 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者		1,000	312	31.2%	46.3%
4 12歳～18歳の区民		1,000	438	43.8%	48.2%
5 25歳～44歳の区民 (新規調査対象)		1,000	264	26.4%	—
6 妊産婦 (新規調査対象)	平成30年 10月2日 ～31日	463	156	33.7%	—

※ 前回調査は、平成25年度に実施。

### 3 調査結果（別添資料のとおり）

資料1：平成30年度 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書 概要版

資料2：平成30年度 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書

他区の大綱策定状況について H31.2調べ（各区ホームページの掲載情報を基に作成）

資料2

	1	2	3	4	5	6
区	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区
名称	千代田区共育大綱	中央区教育大綱	港区教育大綱	新宿区教育大綱	文京区教育大綱	台東区教育大綱
策定日	H28.3	H28.1	H27.7	H27.11	H27.11	H27.5
現大綱の対象期間		H27年度～H31年度	H27年度～H36年度(港区教育ビジョン)			
策定の考え方	千代田区教育ビジョンと同時策定(ビジョンの内容を追認)	中央区教育振興基本計画の内容を充てる	港区教育ビジョンをもって港区教育大綱とする	新宿区教育ビジョンの理念を共有	文京区教育振興基本計画の視点を基本とし、特に区長と教育委員会の連携を必要とする取組みを追加	教育目標や各教育行政計画の上位に位置する大方針という位置づけ
キャッチフレーズ等	人が人を育てる	未来を切り拓く力の育成	すべての人の学びを支えつなぎ生かす	自ら学び、考え、行動できる『生きる力』を育み、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現	個が輝き共に生きる文京の教育	教育は人づくり
基本的方針等	①家庭と地域、学校(園)の共育力を向上させる ②人権尊重の精神、豊かな人間性、思いやりの心を育む ③学校(園)を楽しい学びの場にする ④これからの社会を生き抜く力を身につける ⑤伝統文化を尊重し新たな文化を創造する	①豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進 ②個性や能力を伸ばす教育の推進 ③健康な体づくりの推進 ④文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	①「徳」「知」「体」を育む学び ②生き抜く力を育む学び ③生涯を通じた学び ④地域社会で支えあう学び ⑤つながり、伝え、循環する学び	①子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現 ②子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現 ③新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現 ④時代の変化に対応した、子どもがいそいそ学ぶ教育環境の実現	①学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成 ②地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働 ③子どもの学びを保障する教育環境	①温故創新とところざし ②自己実現と支え合い ③教育に対する信頼と尊敬 ④心の豊かさと学びの環境づくり ⑤絆と地域力
	7	8	9	10	11	12
区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区
名称	墨田区教育施策大綱	江東区教育施策大綱	品川区教育大綱	目黒区教育に関する大綱	大田区教育大綱	世田谷区教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定日	H28.6	H28.2	H28.4	H28.3	H28.2	H27.5(H30.3改訂)
現大綱の対象期間	H28年度～H32年度	H28年度～H32年度	H28年度～H30年度	H28年度～H32年度		
策定の考え方	学校教育の分野に重点を置いた教育施策の基本方針(墨田区基本計画と同時策定かつ同位)	教育推進プラン・江東(後期)と連動(理念・将来像を共有)	品川区長期基本計画を踏まえ、各種計画(教育目標・教育改革プラン・子ども子育て計画・障害福祉計画 等)と整合	目黒区基本計画を踏まえ、各種計画(学校教育プラン・生涯学習実施推進計画・芸術文化振興プラン 等)と整合	おおた教育振興プラン2014を基本として策定(おおた教育ビジョンを2019より新たに施行するが、大綱はそのまま)	世田谷区教育ビジョンの内容を充てる(ビジョンの改訂に合わせて大綱も改訂)
キャッチフレーズ等	すみだの子どもたちの夢と希望の実現のために	未来への扉をひらけ 江東の子～みんなで育む 生きる力とつながる心～	共に 育み つなぐ 教育都市しながら	豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現	家庭・地域学校が連携した生きる力の形成をめざして	一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ
基本的方針等	①将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人 ②郷土に誇りをもち、異文化とも敬意をもって積極的に交流できる国際感覚のある人	①確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成 ②安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進 ③地域や教育関係機関との連携による教育力の向上 ④教育を支える環境づくり	①就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③青少年教育の充実 ④生涯学習・スポーツの充実 ⑤文化芸術の振興	①人権を尊重する教育の推進 ②地域ぐるみの教育の振興 ③学校教育の振興 ④社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 ⑤芸術文化の振興	①「生きる力」を育む教育 ②学ぶ楽しさを感じられる魅力ある教育 ③一人ひとりに向き合う教育 ④家庭や地域と連携・協働する教育	①地域とともに子どもを育てる教育の推進 ②これからの社会を生き抜く力の育成 ③生涯を通じた学びの充実

	13	14	15	16	17	18
区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区
名称	渋谷区教育大綱	中野区教育大綱	杉並区教育大綱	豊島区教育大綱	北区教育大綱	荒川区教育に関する大綱
策定日	H27.11	H29.3	H27.5	H27年度より毎年策定	H27.7	H28.2
現大綱の対象期間					H27年度～H31年度	H28年度～H31年度
策定の考え方	教育目標を参考に策定	基本構想を踏まえて策定	杉並区教育ビジョンをもって大綱とする	豊島区教育ビジョンをもって大綱とする。ただし毎年度大綱を策定し、年度ごとに重点施策を示している。	北区教育ビジョンの内容をもとに策定	荒川区学校教育ビジョン及び荒川区生涯学習推進計画をもとに策定
キャッチフレーズ等	渋谷区が持つ多様性と可能性を教育環境の中に活かした先進的な教育	自らの力で道を切り拓く、進取の気概を持った人。多様な人間性を認め合い、思いやりにあふれる人。公德心に富み、社会に役立つ人。家族、わがまち、そして自らの祖国を愛する人	共に学び共に支え共に創る杉並の教育	2018「教育都市としま」の高峰に挑む(H30年度大綱)	「教育先進都市・北区」まなび、ささえ、つなぐ	未来を拓きたくましく生きる子どもの育成と学びのまちあらかわの実現
基本的方針等	①人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成 ②学力の向上と個性の伸長を目指す教育の推進 ③信頼される学校づくりと区民の教育参加の推進 ④生涯学習と文化・芸術・スポーツの推進	①未来を拓く力を育む教育 ②多様性を理解し、自他を認め合う社会を目指す教育 ③主体的な健康づくり・スポーツ実践に結びつく教育 ④社会を築く力を育む教育 ⑤確固とした価値観を育む教育	①子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくり ②家庭・地域・学校のつながりを重視した共に支える教育 ③地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤 ④生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じた、誰もが輝く地域づくり	(H30年度重点施策) ①子どもの未来を応援する対策 ②健やかな心と体の育成 ③幼児教育の充実 ④国際社会に生きる人材の育成 ⑤安全・安心な学校づくり ⑥学校改築及び施設改修 ⑦教員の働き方改革	①学校教育の充実 ②教育環境の向上 ③家庭・地域の教育力向上の支援 ④生涯学習の振興 ⑤スポーツの推進	①多様性を尊重し夢と志を持てる学校教育の充実 ②学校・家庭・地域が連携した教育力の向上 ③学びのまちあらかわの実現
	19	20	21	22	23	
区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	
名称	板橋区教育大綱	練馬区教育・子育て大綱	足立区教育大綱	葛飾区教育大綱	江戸川区教育大綱	
策定日	H28.1	H28.2	H28.2	H27.12(H30.7改訂)	H28.3	
現大綱の対象期間		H27年度～H31年度				
策定の考え方	基本構想における将来像を踏まえて策定	「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育ての各分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理	区独自の要素を取り入れ、新規に策定	かつしか教育プランを踏まえて策定	基本構想、江戸川区長期計画を基本として策定	
キャッチフレーズ等	“学びのまち”「教育板橋」実現に向けて	教育：夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成 子育て：安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	夢や希望を信じて生き抜く人づくり (「夢」という表紙題字を公募)	夢と誇りあるふるさと葛飾(特に教育大綱のキャッチフレーズというわけではない)	「家庭・地域・学校」の協働による総合的人間教育	
基本的方針等	①これからの社会を生き抜く力の育成 ②子どもの学びを保障する教育環境の確保 ③幼児教育の推進 ④地域と共に学び合う教育の推進 ⑤文化・スポーツの推進	教育： ①教育の質の向上 ②家庭や地域と連携した教育の推進 ③支援が必要な子どもたちへの取組の充実 子育て： ①子どもと子育て家庭の支援の充実 ②幼児教育・保育サービスの充実 ③子どもの居場所と成長環境の充実	育つ：様々な出合いやかかわりを通じて、たくましく成長するための素地をつくる 学ぶ：ともに歩み、磨きあいながら、自身の道を切り拓く力を培う 支える：自ら学ぶとともに、その経験を社会に還元する意欲を育てる 貧困の連鎖を断ち切る教育	①学力向上・体力向上 ②家庭・地域との協働による教育 ③幼保小中高連携教育を推進し、切れ目のない教育の実現 ④生涯にわたる豊かな学びの支援	①家庭教育の充実 ②地域での教育活動の実践 ③学校教育の充実	

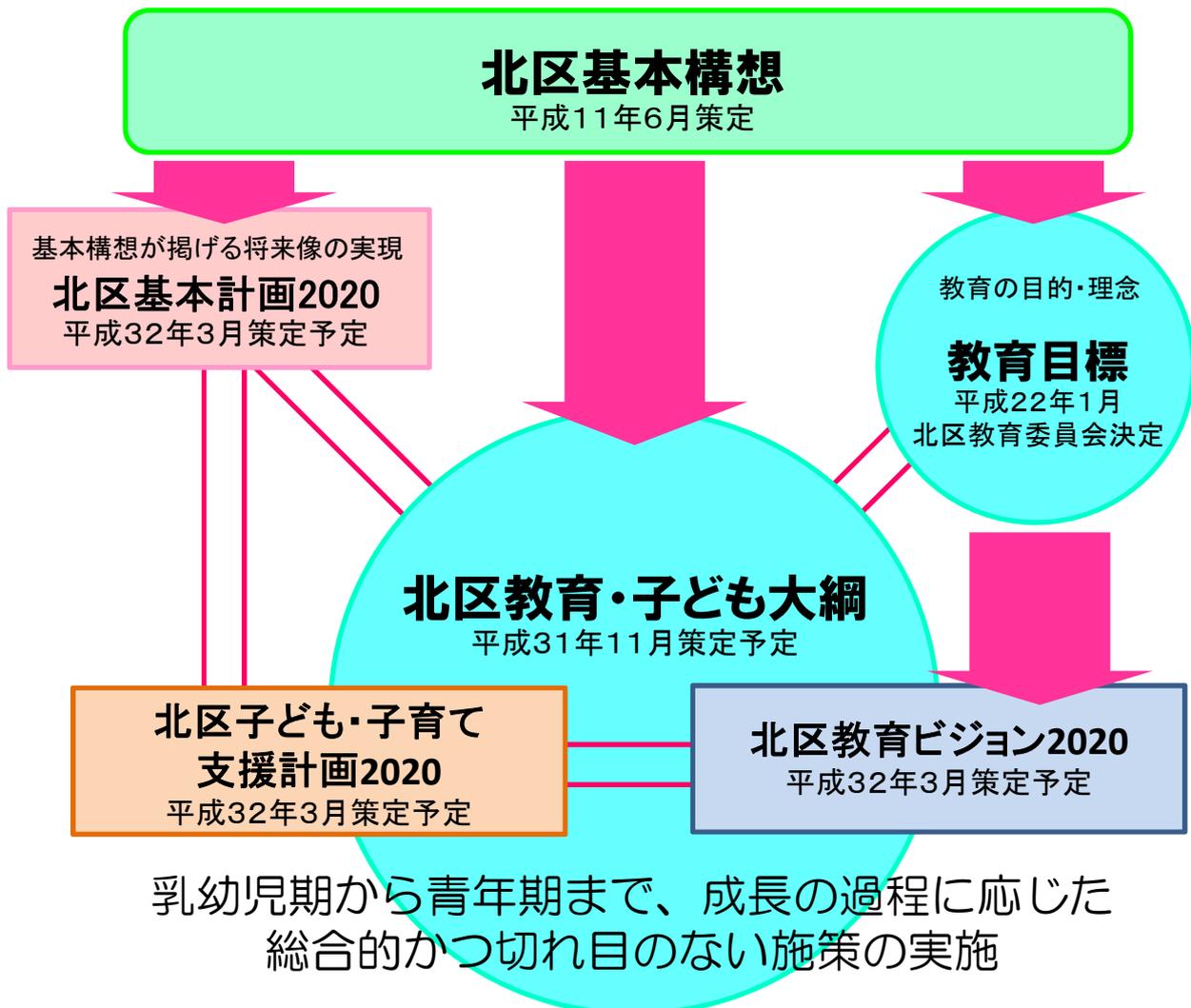
## 大綱の位置づけ（案）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長が教育委員会と協議し、大綱を策定することとされました。

区では、子どもに関わる施策を教育委員会が一元的に担っていることから、大綱は教育と子育ての両分野を対象とし、すべての子どもを視野に入れた総合的な支援を行っていきます。

大綱は、「北区基本構想」を踏まえ、「北区基本計画」における区政運営の方向性と常に整合性を図りながら、「北区教育ビジョン2020」及び「北区子ども・子育て支援計画2020」における施策の目標や取組みの方向性の指針として定めます。

大綱の対象期間はおおむね5年間としますが、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。



教育分野		子育て分野	
理 念			
（教育分野・子育て分野 共通の理念）			
北区教育委員会「教育目標」より 「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。		「北区子ども・子育て支援計画 2015」基本理念より 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち	
「北区教育ビジョン 2015」体系より		「北区子ども・子育て支援計画 2015」体系より	
基本方針	施策の柱	基本方針	施策の柱
			（次世代育成支援行動計画）
<b>まなび</b> 「個の成長」 自ら学び・考え・行動する力の育成  <b>ささえ</b> 「協働と貢献」 地域を支え社会に貢献する人づくり  <b>つなぐ</b> 「継承と循環」 世代を超えてつながる学びの創造	学校教育の充実	“すべて”の <b>子育て家庭への支援</b> 経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う  “まちぐるみ”での <b>子育て支援</b> 地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう、地域と行政が協働する  “子育て”への支援 すべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりに取り組む	家庭の育てる力を支援
	教育環境の向上		子育て家庭を支援する地域づくり
	家庭・地域の教育力向上の支援		未来を担う人づくり
	生涯学習の振興		特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
	スポーツの推進		安心して子育てと仕事ができる環境づくり

○各分野の基本方針及び施策の柱（施策目標）について体系的に整理し、現在検討中である「北区教育ビジョン2020」及び「北区子ども・子育て支援計画2020」に対する指針とする。

○新たな大綱は、教育・学術及び文化の振興に関するだけでなく、子ども未来部の事業の指針ともなるようにする。**そのため、両分野に共通する理念を掲げる。**

○大綱は北区基本計画と整合性を図るものとしている。昨年10月より検討会を設置して議論を進めてきた「北区基本計画2020」、その検討会答申における考え方も参考としたい。

【「検討にあたって」より】

～「教育先進都市・北区」にふさわしい取組みのさらなる推進です。

未来を担う人づくりについては、小中学校の児童・生徒を中心とした、学力、資質・能力の向上に向けた取組みの推進が重要です。基礎的な知識及び技能の確実な定着はもとより、いじめの根絶など豊かな心を育むための取組みや、国際教育、プログラミング教育などを通じた言語能力や情報活用能力、問題発見能力・問題解決能力の育成など、グローバル社会で活躍できる子どもを育てるためのカリキュラムの充実、さらにこれらを実現していくために、学校・家庭・地域が連携して社会全体の教育力を底上げしていく教育体制を推進することが必要です。

生涯学習や生涯スポーツについては、あらゆる区民が生涯にわたり、ライフスタイルにあわせて学習やスポーツに取り組むことのできる環境を整備し、活動を通じたいきがづくり、健康増進、地域への貢献へとつなげていくしくみづくりが重要です。～

【施策の方向性における新しい表現・考え方】

- 主体的・対話的で深い学びによるこれからの時代を生きる資質・能力の育成
- プログラミング教育等による、情報活用能力、問題発見・問題解決能力の育成
- 学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントの確立
- 学校における働き方改革の推進
- 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える「学校を核とした地域づくり」  
(「学校を核とした地域づくり」による、地域や家庭における教育力の向上)
- リカレント教育を視野に入れた生涯学習の推進
- 区民の学習成果を地域に還元するしくみの構築

【「検討にあたって」より】

～子育て世代や将来的な子育てのニーズに対応できる、乳幼児を中心とした子育て施策を推進するとともに、保育の質と量の向上をめざすほか、小中学校の児童・生徒の確かな学力の向上に向けた取組みを積極的に進める施策の展開が重要です。

そのうえで、仕事と家庭生活の両立、就労・復職支援や妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援など、女性の活躍を推進するしくみづくりや、区民の生活を豊かにするための地域産業・商業の活性化、安全・安心で快適な環境づくりなど、北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子育てファミリー層・若年層の定住化」を幅広く展開する必要があります。～

【施策の方向性における新しい表現・考え方】

- 保育の質の向上に向けた保育事業者・保育士への支援
- 貧困等の困難を抱える家庭への多岐に渡った支援
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、児童相談所の設置とあわせ、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりの推進
- 地域や学校等と連携した、子どもの豊かな体験活動、社会参加の充実

「教育・子ども大綱」「教育ビジョン2020」「子ども・子育て支援計画2020」 策定スケジュール

		H30年度(2018)			H31年度(2019)						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
議会			調査結果の報告				PC実施報告			PC結果報告	
企画課	教育・子ども大綱			調査結果の報告 大綱改定	素案作成			パブコメ 7/10~8/16	大綱作成		
	総合教育会議				協議① 区長の意見と素案提示	協議② 素案(修正)		協議③ PC結果報告		協議④ ↓ 区長策	
教育政策課	教育ビジョン2020	ニーズ調査報告書作成			素案作成						
	教育委員会		調査結果の報告		進捗報告	有識者・校団長会・PTA・青少年委員・私立等懇談会					
子育て 施策担当	子ども・子育て支援計画2020	ニーズ調査報告書作成			素案作成						
	子ども・子育て会議		調査結果の報告		審議						

		H31年度(2019)					H32年度(2020)		
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
議会			策定報告		PC結果報告	策定報告			
企画課	教育・子ども大綱		大綱施行						
	総合教育会議								
教育政策課	教育ビジョン2020		パブコメ 12/10~1/15		ビジョン策定		ビジョン施行		
	教育委員会	素案報告							
子育て 施策担当	子ども・子育て支援計画2020		パブコメ		計画策定		計画施行		
	子ども・子育て会議	素案報告							